

練馬区告示第 **510** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により特別区道路線の供用をつぎのように開始する。

なお、その関係図面は、令和8年10月5日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月5日

練馬区長 吉 田 健 一

路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
22-128	練馬区	東大泉 五 丁目 375 番 33 地先	変更前	2.92	21.02	—
	練馬区	東大泉 五 丁目 375 番 33 地先 まで	変更後	4.00	21.02	23.59

特別区道路線供用開始図

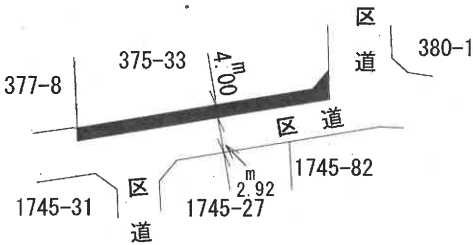
東大泉 五丁目 地内

縮 尺 600分の1

- 特別区道
- 供用開始部分



東大泉五丁目



石神井台三丁目